

法務省民総第 8 2 9 号
平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い
について (通達)

公証人法施行規則の一部を改正する省令 (平成 3 0 年法務省令第 2 6 号。以下「改正省令」という。) が本月 3 0 日から施行されますが、これに伴う公証事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

記

第 1 改正省令の概要及び趣旨

1 改正省令の概要

(1) 改正省令によって、公証人法施行規則 (昭和 2 4 年法務府令第 9 号。以下「規則」という。) 第 1 3 条の 4 が新設された。これにより、公証人は、株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人 (以下「株式会社等」という。) について、定款認証を行う場合には、囑託人に対し、次のア及びイに掲げる事項を申告させるものとされた (規則第 1 3 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号)。

ア 法人の成立の時にその実質的支配者 (犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 1 9 年法律第 2 2 号。以下「犯収法」という。) 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。) となるべき者の氏名、住居及び生年月日

イ 上記アの実質的支配者となるべき者が暴力団員による不当な行為の



防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は国際連合安全保障理事会決議第 1 2 6 7 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 4 号）第 3 条第 1 項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第 4 条第 1 項の規定による指定を受けている者（以下「国際テロリスト」という。）に該当するかどうか

- (2) また、公証人は、上記(1)の設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者が、暴力団員又は国際テロリスト（以下「暴力団員等」という。）に該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならないとされた（規則第 1 3 条の 4 第 2 項）。

2 改正省令の趣旨

もとより、公証人法（明治 4 1 年法律第 5 3 号）第 2 6 条は、公証人が法令に違反している事項、無効な法律行為等について公正証書を作成することができないことを規定しており、同規定は公証人が行う定款認証についても準用されている（同法第 6 0 条，第 6 2 条の 3 第 4 項，第 6 2 条の 6 第 4 項）。改正省令は、公証人が、設立される株式会社等の定款の認証を行うに当たり、公証人法第 2 6 条に規定する嘱託拒否事由の有無の判断をより適切に行うことができるよう、公証人が行うべき具体的な手続を定めるものである。

第 2 改正省令に規定する手続

1 嘱託人にさせる申告

(1) 実質的支配者となるべき者の本人特定事項

第 1 の 1 (1) アの「実質的支配者」とは、犯収法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する者をいうこととされた（規則第 1 3 条の 4 第 1 項第 1 号）。実質的支配者の該当性については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 2 0 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「犯収法施行規則」という。）第 1 1 条第 2 項から第 4 項までに規定されている。

第 1 の 1 (1) アの嘱託人に申告させる事項は、実質的支配者となるべ

き者の氏名、住居及び生年月日とされた（規則第 13 条の 4 第 1 項第 1 号）。

なお、上記申告させる事項以外にも、類型的に、設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者の暴力団員等への該当性の判断に資する本人を特定するための情報（例えば、国籍等、性別）については、公証人法第 26 条に規定する嘱託拒否事由の有無の判断を適正かつ迅速に行う観点から、かかる情報について確認することも差し支えない。

(2) 実質的支配者となるべき者の暴力団員等への該当性

第 1 の 1 (1)イの「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいい、第 1 の 1 (1)イの「国際テロリスト」とは、国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）又は同法第 4 条第 1 項の規定による指定を受けている者をいうこととされた（規則第 13 条の 4 第 1 項第 2 号）。

第 1 の 1 (1)イの嘱託人に申告させる事項は、第 1 の 1 (1)アの設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当するかどうかとされた（規則第 13 条の 4 第 1 項第 2 号）。

(3) 申告の方式等

第 1 の 1 (1)ア及びイの申告は、書面又はその写しの提出（電磁的方法により行うものを含む。）により行わせるものとする。

なお、嘱託人が第 1 の 1 (1)ア又はイの申告をしなかった場合には、規則に規定する手続に違反するため、公証人は、定款認証を拒否するものとする（公証人法第 3 条参照）。

2 嘱託人又は実質的支配者となるべき者にさせる説明

第 1 の 1 (2)の嘱託人又は設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者にさせる必要な説明とは、株式会社等の設立の適法性についての説明である。

これは、設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当する場合には、当該株式会社等の設立は、犯罪収益の蓄蔵、移転に使用する等の違法な目的で行われる蓋然性が高いと考えられるところ、

そのような場合において、設立の適法性について合理的な説明がされない場合には、当該設立行為は公序良俗に反して無効（民法（明治29年法律第89号）第90条）であると判断されることから、公証人は当該定款を認証することはできない（公証人法第26条）ことによるものである。

3 申告内容の根拠資料

第1の1(1)ア及びイの申告については、公証人法第26条に規定する嘱託拒否事由の有無の判断を適正、迅速に行う観点から、その申告内容の根拠資料（例えば、設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者の該当性の根拠資料やその本人特定事項の根拠資料）又はその写しの提出（電磁的方法により行うものを含む。）を求めることも差し支えない。

4 実質的支配者となるべき者の暴力団員への該当性の確認

第1の1(1)イの申告に関し、公証人は、日本公証人連合会が保有する暴力団員の公知情報に基づき、第1の1(1)アの設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者が暴力団員に該当するか否かを調査するものとする。

上記実質的支配者となるべき者が暴力団員に該当する疑いがある場合には、公証人は、さらにその他の事情を嘱託人等から聴き取り、設立の適法性について合理的な説明がされないときには、日本公証人連合会を通じて警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課（以下「暴力団対策課」という。）に対し、当該実質的支配者となるべき者が暴力団員に該当するか否かについて、別紙の様式により情報提供を依頼するものとする。

公証人は、暴力団対策課から、上記情報提供依頼の対象者が暴力団員である旨の情報の提供を受けた場合には、公証人法第26条に基づき、定款認証を拒否するものとする。

5 実質的支配者となるべき者の国際テロリストへの該当性の確認

第1の1(1)イの申告に関し、公証人は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定による公告又は同法第4条第1項の規定による指定の情報に基づき、第1の1(1)アの設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者が国際テロリストに該当するか否かを調査するものとする。

上記実質的支配者となるべき者が国際テロリストに該当する疑いがある

場合には、公証人は、日本公証人連合会及び法務省民事局と対応を個別に協議するものとする。

公証人は、設立の適法性について合理的な説明がされず、かつ、設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者が国際テロリストであることが明らかとなった場合には、公証人法第 26 条に基づき、定款認証を拒否するものとする。

6 提出された書面の保存

嘱託人から提出された、第 2 の 1 (3) 又は第 2 の 3 の書面又はその写しについては、公証人法第 62 条の 4 又は指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成 13 年法務省令第 24 号）第 19 条の規定に基づき保存するものとする。

(別紙様式)

文書発出番号

平成 年 月 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長 殿

日本公証人連合会

理事長 ● ● ● ● (印)

(Tel ●●-●●●●-●●●● (代表))

照 会 書

下記照会対象者は、定款認証の囑託に係る法人の実質的支配者となるべき者であるが、同人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であれば、担当公証人としては、公証人法第26条に基づき設立申請予定法人の定款認証を拒否する必要がありますので、暴力団員該当性について回答願います。

なお、今回の定款認証の囑託を受けた公証人は、●●法務局所属（●●公証役場）公証人●●●●（Tel●●●●）ですので、参考までに申し添えます。

記

- 1 定款認証の囑託に係る法人名
- 2 上記法人の所在地
- 3 照会対象者（氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住居）